

仲介契約に基づく報酬支払請求に関して、 わが国の民事裁判権は外国国家に対し及ばないとされた事例

(東京地判 平17・12・27 判時1928—85)

外国国家が大使館用の土地建物を取得すること及びその購入資金の融資の仲介を内容とする仲介契約を締結することは主権的行為であり、仲介契約に基づく報酬支払請求に関して、外国国家に対するわが国の民事裁判権は及ばないとされた事例（東京地裁 平成17年12月27日判決 却下 判例時報1928号85頁）

1 事案の概要

Xは、株式会社であり、Yは、外国国家である。Xは、Yの大使館用の土地建物取得の仲介およびその取得費用について金融機関から融資を受けることの仲介を委任され、Yとの間で、土地建物取得仲介契約と融資仲介契約（以下、「本件各仲介契約」という。）を締結した。

Xは、本件各仲介契約に基づいて、Yが取得を希望する土地建物の所有者及び融資を受けるために金融機関と交渉を行い、平成10年8月27日、Yは、A株式会社より代金580億円余で土地建物を取得し、B銀行から6,000万米ドルの融資を受けた。

Xは、Yに対して、土地建物取得仲介契約に基づく報酬3億5,202万円余と融資仲介契約に基づく報酬1億4,400万円余の報酬支払請求権を取得したが、そのうちの1,000万円の支払いを求めて、東京地裁に訴えを提起したところ、Yは欠席し、平成15年6月12日に請求認容の判決が出され確定した。

そこで、Xは、Yに対し、上記請求認容判

決を得ていない本件各仲介契約に基づく報酬4億8,602万円余の支払いを求めて提訴した。

Yは、Yは外国国家であり、本件についてわが国の民事裁判権は及ばないから、本件訴えは不適法として却下されるべきであると主張した。

2 判決の要旨

裁判所は次のように判示して、Xの訴えを却下した。

(1) 外国国家に対する民事裁判権の免除については、外国国家が自発的に応訴するなどの特例の場合を除き、原則としてすべての国家行為について民事裁判権が免除されるとする絶対免除主義と国家行為を主権的行為と商業取引などの私法的ないし業務管理的行為に分け、主権的行為についてのみ民事裁判権の免除を認める制限免除主義がある。

そして、国家の活動範囲が拡大し、国家が一般私人と同様の立場で商業取引などを行うようになった今日においては、国家との取引の相手方になった私人の権利についての裁判上の保護を与える必要があり、また、このような商業取引などの業務管理的行為について民事裁判権を肯定したとしても外国国家の主権を侵害することにはならないといえることができるから、主権的行為についてのみ民事裁判権の免除を認める制限免除主義が相当である。

(2) 次に、主権的行為と業務管理的行為との区分の問題であるが、外国国家の主権を侵害しない限りで、国家との取引の相手方になった私人の権利についての裁判上の保護を図るという見地から、この区分は、外国国家の行為の性質のほか、外国国家の行為の動機・目的を総合的に考慮して判断するのが相当である。もっとも、国家との取引の相手方の保護という観点からは、この場合に考慮すべき動機・目的は、国家機関の内部におけるものでは足りず、当該行為の内容として客観的に表示されていることを要するというべきである。

(3) 本件各仲介契約は、土地建物取得および取得費用融資の仲介契約であり、それだけをみれば、私人間で締結される仲介契約と性質上異なる点は見当たらないが、国家が大使館用の土地建物を取得することおよびその購入資金の融資の仲介をその内容とすること、その交渉は、日本国政府、産業界、政界、金融業界の高級レベルとの交渉が含まれているなどの点において、通常の商業取引としての不動産仲介やこれに伴う融資の仲介とはその内容が大きく異なり、外交目的を有する国家の主権的な活動という側面が強いというべきである。そして、以上の内容はすべて契約内容に取り込まれ、Xもそのことを承知の上で、当該契約を締結していることは明らかである。

(4) したがって、本件各仲介契約の締結は国家の主権的行為であるということができ、本件においてYに対するわが国の民事裁判権は及ばないというべきである。

3 まとめ

本判決は、外国国家の大使館用の土地建物取得を目的とした仲介契約の締結が、大使館は国家の外交活動において不可欠ともいうべ

き重要な施設で、そのような施設の取得を目指す行為は外交活動を目的とする主権的行為であるとして、外国国家の民事裁判権を免除し、報酬支払請求の訴えを却下したものである。媒介業者においては、今後、外国国家からの仲介依頼など取引の機会も考えられることから、媒介契約締結時には十分注意すべきことであり、実務上参考になる事例と思われる。